

函館市障害支援区分認定調査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害支援区分の認定および支給要否の決定に必要な法第20条第2項に規定する障害者等の心身の状況等に係る調査（以下「認定調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 認定調査の対象は、法第4条に規定する障害者または障害児であって、法第20条第1項の介護給付等の支給の申請を行った者（以下「調査対象者」という。）とする。

(実施主体等)

第3条 認定調査の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

2 市は、前項の規定にかかわらず、当該調査を法第20条第2項に規定する指定一般相談支援事業者等に委託することができるものとする。

3 市は、障害者等または障害児の保護者が遠隔の地に居住地または現在地を有する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該調査を法第20条第6項に規定する他の市町村に嘱託することができるものとする。

(認定調査員)

第4条 認定調査を行う者（以下「認定調査員」という。）は、市職員、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第10条に規定する者、または市が嘱託する他の市町村職員とする。

2 認定調査員は、当該調査を行うときは市が交付する函館市障害支援区分認定調査員証（別記様式）を携帯し、調査対象者または調査対象者と関係のある者から請求があった場合はこれを提示しなければならない。

(調査の実施)

第5条 認定調査は、国が定める「認定調査員マニュアル」に基づき、

概況調査票、認定調査票および特記事項により行うものとする。

- 2 認定調査の実施にあたっては、調査対象者または調査対象者と同居する者などとあらかじめ日時等を調整し、面接により当該調査を行うものとする。
- 3 認定調査は、調査対象者1人につき原則として1回の実施とする。
(再調査等)

第6条 認定調査員は、自ら調査した結果について、介護給付等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）等から要請があった場合には、再調査の実施、照会に対する回答および審査会への意見等を述べるものとする。

(守秘義務)

第7条 認定調査員は、正当な理由なしに認定調査に関連して知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。また、認定調査員を辞した後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めがない事項で、必要なものは別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第2項関係）

（表）

第 号
函館市障害支援区分認定調査 調査員証
下記の者は函館市障害支援区分認定調査調査員であることを 証します。
氏名
年月日
函館市長

（裏）

注意事項
1 この調査員証は訪問調査の時は必ず携帯し、関係人の請求 があるときは、提示してください。
2 この調査員証を他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3 認定調査員は、認定調査に関連して知り得た個人情報に関する守秘義務が課されています。
4 この調査員証の有効期限は、交付の日から 年月日までとします。